2. 手当

(1) 在宅重度心身障害者手当(市の制度)

特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給をしていない方で、住民税非課税の方に支給されます。ただし、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方、施設に入所されている方は対象外です。

【手当額】

月額 5,000円

【支給月】

毎年9月末・3月末(末日が土日・祝日にあたる場合は、その前日となります。)

【対象者】

1 身体障害者手帳1級又は2級所持者で住民税非課税の方

2 療育手帳○A 又はA所持者で住民税非課税の方

3 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で住民税非課税の方

4 超重症心身障害児(20歳未満)で住民税非課税の方

5 上記1~4に掲げる者に相当すると市長が認め、かつ、住民税非課税の方

【申請に必要なもの】

(1)障害者手帳

(2)本人名義の預金通帳

(3)非課税証明書(転入の場合)

【窓 口】

本　　庁:障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

(2) 特別障害者手当(国の制度)

20 歳以上であって、精神、知的又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に、国から支給されます。ただし、施設に入所中の方及び3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 30,450 円(令和8年4月~)

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日(10 日が土日・祝日にあたる場合は、その前日となります。)

【対象者】

国民年金法 1 級程度の障害が 2 つ以上ある方、又はそれと同程度以上と認められる方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。（10 頁参照）

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

（3）障害児福祉手当（国の制度）

20 歳未満であって、精神、知的又は身体の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする方に、国から支給されます。ただし、施設に入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 16,560円（令和 8 年4月～）

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日（10 日が土日・祝日にあたる場合は、その前日となります。）

【対象者】

（1）身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方

（2）知的障害であって、療育手帳○A 相当の方

（3）精神障害、血液疾患等で上記（1）、（2）と同程度の障害を有する方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。（10 頁参照）

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

（4）経過措置による福祉手当（国の制度）

20歳以上であって、制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給している方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方に支給します。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 16,560円（令和7年4月～）

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日（10 日が土日・祝日にあたる場合は、その前日となります。）

【対象者】

（1）身体障害者手帳1級及び2級の一部の方

（2）知的障害であって、療育手帳マルA相当の方

（3）精神障害、血液疾患等で上記（1）、（2）と同程度の障害を有する方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。（10 頁参照）

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

≪所得による支給制限 ≫ 【令和7年8月1日より変考】

特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当は、障害者本人又は扶養義務者の前年の所得が次の額以上のときは、その年の8月から翌年の7月まで支給停止となります。（所得は毎年8月に審査しています。）

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
障害者本人	3,661,000 円	4,041,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

(5) 心身障害者扶養共済制度（県の制度）

加入者（保護者）に万一のことが生じた場合に、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。任意加入で、加入者（保護者）が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めます。

【加入資格】

心身障害者を扶養している保護者で、次の要件に該当する方

（1）加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年齢が65歳未満（毎年度の4月1日時点）の方

（2）加入時、県内に住んでいること。

（3）加入者（保護者）に、特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

※ この制度に加入できるのは、1 人の心身障害者に対して 1 人の保護者のみです。

【対象となる心身障害者】

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

（1）知的障害者

（2）身体障害者手帳1級から3級の方

（3）精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※ 障害の程度や障害者の状況に応じて、所定の診断書が必要になる場合があります。

【加入口数】

心身障害者一人につき2口まで。

【掛 金】

加入時の年度の４月１日時点の年齢により異なります。ただし、加入期間又は加入者などの所得に応じて、掛金が免除又は減額される場合があります。

加入時の加入者の年齢	月額掛金：1口あたり
35歳未満の方	9,300円
35歳以上 40歳未満の方	11,400円
40歳以上 45歳未満の方	14,300円
45歳以上 50歳未満の方	17,300円
50歳以上 55歳未満の方	18,800円
55歳以上 60歳未満の方	20,700円
60歳以上 65歳未満の方	23,300円

【年金額等】

（1）年金額

加入者（保護者）が死亡又は重度障害の状態になった場合、障害のある方に支給され、年金額は1口の場合は月額2万円、2口の場合は月額4万円。

（2）弔慰金支給額

加入者（保護者）の生存中に心身障害者が死亡したとき、加入期間に応じて支給されます。ただし、加入期間が1年未満の場合は支給されません。

加入期間	金額：1口あたり
1年以上　5年未満の方	50,000円
5年以上 20年未満の方	125,000円
20年以上の方	250,000円

※ 弔慰金が支払われた場合、年金は支給されません。

※ 納めた掛金は返還されません。

（3）脱退一時金支給額

5年以上加入した後、脱退または加入口数を減らしたとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金額：1口あたり
5年以上 10年未満の方	75,000円 （45,000円）
10年以上 20年未満の方	125,000円 （75,000円）
20年以上の方	250,000円（150,000円）

※ 金額欄の（ ）書は、平成20年3月31日以前の加入者の額

※ 口数ごとに脱退できますが、脱退した分の年金は支給されません。

※ 納めた掛金は返還されません。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

(6)特別児童扶養手当(国の制度)

精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の子供を育てている方に、国から支給されます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

1級(重度)・・・月額 58,450円(令和 8 年4月～)

2級(中度)・・・月額 38,930円(令和 8 年4月～)

【支給月】

毎年4月・8月・11月に各4か月分を支給します。

【対象者】

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を育てている方のうち、主として生計を維持している方。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。ただし、次の場合には手当は受けられません。

1.保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合

2.対象の子供が児童福祉施設に入所している場合

◎詳しくは、下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

本　　庁：子育て支援課　　電話 25－1130 FAX 25－1145

児玉総合支所：支所市民福祉課　電話 71－5889 FAX 72－1630

(7) 児童扶養手当(国の制度)

父又は母のいない状態の家庭や父又は母に一定の障害がある家庭、もしくは、父又は母と生計を同じくしていない子供を養育している方を対象に国から支給されます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

〇子供1人の場合

・全部支給 月額 48,050円

・一部支給(所得に応じて決定)　月額 48,050 円～11,340 円

〇2 人目以降加算額(1 人につき)

・全部支給 月額 11,350 円

・一部支給(所得に応じて決定) 月額 11,340 円～5,680円

【支給月】

毎年5月・7月・9月・11月・1月・3月に各2か月分を支給します。

【対象者】

父母の離婚、死亡などによって、父又母と生計を同じくしていない子供を育てている方や、子供を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給されます。子供とは18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障害がある子供は20歳未満まで）です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

ただし、次の場合には手当は受けられません。

1. 保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合
2. 保護者等が一定額以上の公的年金を受給している場合
3. 子供が児童福祉施設に入所している場合

（特別永住者・中長期在留者の方も原則として対象となります。）

◎詳しくは、下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓　口】

本　　庁：子育て支援課　　電話 25−1130 FAX 25−1145

児玉総合支所：支所市民福祉課　電話 71−5889 FAX 72−1630



(8)年金制度(国の制度)

①障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やケガにより生活や仕事などが制限されるようになった場合に、日本年金機構による審査後、受給が認められた方に支給されます。

【対象者】

障害基礎年金は、次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

①初診日が、国民年金加入期間にある、または、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間にある。(老齢基礎年金を繰上げて受給している方を除く)

②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

③障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。(障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。)

(※1)障害認定日:初診日から1年6か月を経過した日又は1年6か月以内にその病気やケガが治った場合(症状が固定した場合)はその日

(※2)初診日:障害の原因となった病気やケガについて、初めて診療を受けた日

【年金額】(令和8年4月～)

区 分	金 額
1級	年額 1,059,125 円+子の加算額
2級	年額 847,300 円+子の加算額

※子の加算額

生計を維持している18歳未満の子があるときは、その子が18歳到達年度の末日まで。20歳未満で障害の程度が1級又は2級の子があるときはその子が20歳到達月まで、次の表の額が加算されます。

加算対象の子	加算額(年額)
第1子・第2子(1人につき)	243,800円
第3子目以降の子(1人につき)	81,300円

◎詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【窓 口】 熊谷年金事務所 電話 048-522-5012(代表)

《所在地》 〒360-8585 熊谷市桜木町 1-93

本庄市役所市民課国民年金係 電話 25-1114 FAX 25-1190

『ねんきんダイヤル』0570－05－1165

②特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に国民年金に加入していなかったため、障害基礎年金等を受給していない障害者の方で、定められた条件を満たしている場合は特別障害給付金が請求できます。

【対象者】

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生又は昭和 61 年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方（但し65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。）

【支給額】 ※支給額は、物価変動による改定があります。

障害基礎年金 1 級相当に該当する方：令和 8 年度基本月額 58,650 円（2 級の 1.25 倍）

障害基礎年金 2 級相当に該当する方：令和 8 年度基本月額 46,920 円

【窓 口】 本庄市役所市民課国民年金係 電話 25-1114 FAX 25-1190

③障害厚生年金、障害手当金

【障害厚生年金】

初診日に厚生年金保険に加入中である方が、その病気やけがにより、障害認定日に障害年金の障害等級表に定める1級～3級の状態に該当する場合に障害厚生年金が受けられます。保険料の納付要件を満たしていることが必要です。（障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。）

【障害手当金（一時金）】

初診日に厚生年金保険に加入中である方が、その病気やけがが5年以内に治り、治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽い障害が残り、障害等級表に定める障害の状態に該当する場合に障害手当金（一時金）が受けられます。保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

【窓 口】 熊谷年金事務所 電話 048-522-5012（代表）

《所在地》 〒360-8585 熊谷市桜木町 1-93